第14回宮城県屋外広告物審議会の議事概要

- 1 開催日時 平成21年1月20日(火)午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 場 所 県庁行政庁舎12階 1204会議室
- 3 出席委員 佐藤英世委員,佐藤泰子委員,田代久美委員,谷津憲司委員,細川雄一委員 井口経明委員,猪股恒一委員(代理),佐藤孝委員,杼窪昌之委員,三浦重信委員
- 4 議 案 議案第21号 「屋外広告物に係る禁止地域を指定することについて」
- 5 委員等紹介 委嘱替えに伴う委員紹介及び事務局紹介
- 6 会長選任 委嘱替えに伴う新会長の選任 全会一致により、谷津委員に決定
- 7 議案審議 議案第21号 「屋外広告物に係る禁止地域を指定することについて」
- 8 意見交換 (1) 移動広告物(電車・自動車等)の規制について
 - (2) 禁止物件(横断歩道橋等)の規制の在り方について
 - (3) 広告旗(のぼり)の取扱いについて
 - (4) 特殊照明広告物の定義の見直しについて
- 9 報 告 景観行政における取組状況について

10 審議概要

- ○事務局(大庭課長補佐) (議案内容説明)
- ○谷津議長 以上の説明について、御意見、あるいは御質問等がございましたら、御発言お願い いたします。
- ○佐藤孝委員 いわゆる,今までの高速道路の延伸というか延長ですよね。
- ○事務局(大庭課長補佐) はい。
- ○佐藤孝委員 内容は変わっていませんですね。
- ○事務局(大庭課長補佐) そうです。
- ○佐藤孝委員 延長ですね。順次開通次第このような措置をとっている。今後はどうかわかりませんけどね。今までの延長で考えていいんですね。
- ○事務局(大庭課長補佐) はい。
- ○谷津議長 他にございませんでしょうか。

- ○細川委員 ちょっと勉強不足で恐縮なのですが、この自家用、看板の種類で自家用と案内図とは具体的にどういうものを指すのですか。ちょうど資料3の5ページの下にある・・・。
- ○事務局(大庭課長補佐) 自家用というのは、自分のお店の名称とか営業内容とか、そういったものを表示したもので、店の屋号とかを表示したものが、主に自家用広告というものです。 案内図板というものは、例えばどこどこまで何メートルですよとか、よくお店なんかで、何百メートル曲がって右に何がありますとか、そういう案内をしたものが案内図板という捉え方です。
- ○細川委員 ありがとうございます。
- ○谷津議長 この自家用というのは、設置の場所はお店が近くにあるとか。
- ○事務局(大庭課長補佐) もちろん敷地内ということになります。
- ○谷津議長 敷地内ですね。そうですね。その他に何か御質問、御意見、結構ですので。
- ○佐藤孝委員 現在ですね,不許可に該当するのがありますね。それは具体的にどのように指導 を。土木事務所を通じてとさっきおっしゃっていましたけれども,どのように。直接看板の持 ち主に行って,連絡して「あーして,こーして」・・・。
- ○事務局(大庭課長補佐) 事前に禁止になるという話は、土木事務所を通して直接看板の掲出 されている方にはお伝えして、そのへんの周知を図って対応していきたいと。事実、土木事務 所でその旨を伝えている動きはございます。
- ○事務局(遠藤課長) 3年間の経過措置適用ですので。
- ○佐藤孝委員 ただし、許可を受けているものについて経過措置ですよね。
- ○事務局(遠藤課長) そうですね。
- ○佐藤孝委員 ほとんど無許可じゃないのですか。野立は特に。
- ○事務局(大庭課長補佐) 実態調査では、許可を受けているものもございますし、無許可なものもございますので、そちらのものは、当然対応は違ってくると考えております。
- ○事務局(遠藤課長) 多少厳しく指導させていただくことになります。
- 杼窪委員 まったくそのとおりで、今度の新しい道路に関して言いますと、夏場は観光地、冬場だと事情が異なりますが、この辺の道路は一般の高速道路と比べて高さが若干低いような高速道路になっています。お隣の佐藤委員や三浦委員はネオン協会そして電柱協会で、私どもも看板の協会なんですが、基本的に我々業界はそういう無届出、無許可をやらないように協会で教えていることなんですけど、結果的に同業者、組合員じゃないんですけども、そういうことによって、看板は悪いものだという濡れ衣で、我々協会の首をしめるというようなことになっています。今、言いましたとおり、高速道路が低くなれば、ある日当然許可を取らないでポンッと野立、観光地が近いということでありますので、何とかの笹かまぼことか、何とか志津川の海苔、牡蠣とか、突然建つんですよね。ですから、土木事務所さんには、定期的な何と言うんですか、とにかく一夜にして立つこともあるんですけども、大抵は3日、4日かかりますので、監視っていうのはおかしいんですけども、道路の保全等も大事でしょうけども、担当者もいらっしゃるので、せっかく我々こうやって会議してるので、宮城県は全国的にも誇れるような違反看板は少ないんだ、というようにしていただければと協会からお願いしたいと思います。
- ○事務局(遠藤課長) はい。わかりました。
- ○谷津議長 他にございませんか。

- ○佐藤英世委員 資料3の5ページの、現行と指定後の許可になるものと不許可になるものが載せられておりますけども、無許可で設置しているものもあるというお話でしたし、それから、今後、指導していくというお話でしたけれども、指導をして納得いただけるか、というわけでありますけども、そうじゃない場合、やっぱり法的な手段をとるということになりますし、それから無許可っていう場合ですね、この場合にも当然違法に行われているということになりますから、法的な手段を更にとるということにならざるをえないとも思うのですけども、そういった場合にこれまでそういった事例について、何か法的手段をとられたもの、例えば、行政代執行とか、考えられると思うのですけど、この件について、指導で効かない場合、あるいは無許可で野立のようなものが行われていれば、どういう法的手段をとられるということになるのでしょうか。
- ○事務局(大庭課長補佐) 事例といたしましては、完全に古い看板でもう所有者が誰かわからない、というものについて代執行したという例が平成15年にあるのですが、それ以外の広告主がはっきりしている物は、引き続き指導なり勧告なりを行って対応させていただいております。違法措置というのは最後の最後の手段ですので、できればそうならないように、常に目を光らせながら、指導していきたいと考えております。
- ○佐藤英世委員 わかりました。
- ○谷津議長 他にございますでしょうか。よろしいですか。
- ○田代委員 施行前に、ぎりぎり滑り込みで建てようというような動きとかは把握なされていませんか。
- ○事務局(大庭課長補佐) 特に土木事務所の方からは、そのようなお話は伺っておりません。
- ○田代委員 もし、そういうふうにあった場合は、建てられてしまう可能性はあって、3年間は 残ってしまうということですか。
- ○事務局(大庭課長補佐) 多分,出た場合は、断れないとは思うのですが、ただ、その前の段階で、いずれ禁止地域に指定されるということですので、事前にそういった指導というか、その辺の周知の中で対応していきたいと考えております。
- ○田代委員 わかりました。
- ○谷津議長 よろしいでしょうか。それでは、お諮りいたします。議案第21号について、原案 のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

○谷津議長 御異議ないものと認め、本案については、原案のとおり承認することに決定いたします。以上で審議を終了いたします。

以上